

平成 24 年 6 月

都政に関する要望

東京税理士政治連盟

要 望 事 項

はじめに

I 都政全般に関する事項

1. 適正な財政支出と行政改革について
2. 中小企業を支援するための施策について
3. 税理士の積極的な活用について

II 事業税・住民税に関する事項

1. 法人の事業税、都道府県民税及び市町村民税に欠損金の繰戻し還付制度を創設すること。
2. 法人事業税の外形標準課税の廃止を要望し、対象法人の拡大に反対すること。
3. 個人事業税に関する事業主控除額を500万円に引き上げること。
4. 個人住民税の均等割及び所得割の非課税の基準と所得税の基礎控除を統一すること。
5. 公的年金所得者の申告に関する取り扱いを国税と地方税とで統一すること。

III 固定資産税に関する事項

1. 減価償却制度の改正に合わせて、固定資産税においても同様に償却を行って償却資産の課税標準額を算定すること。
2. 固定資産税の免税点を基礎控除額とし、その金額を引き上げること。また30万円未満の少額資産を課税対象から除外すること。
3. 土地、家屋の評価方法について見直しをすること。
4. 固定資産の納税通知書に、共有物件の場合は共有者ごとの、複数の資産を有する者の場合は、資産ごとの課税標準額を明示して、通知すること。
5. 儚却資産に係る固定資産税の申告制度については、効率化の観点より見直しをすること。

IV 少額配当課税

少額配当に係る非課税措置を復活すること。

V 不動産取得税

不動産取得税の課税要件を見直しすること。

VI 賦課決定等の通知の時期に関する事項

不動産取得税の賦課決定等について

都政に関する要望事項

平成 24 年 6 月
東京税理士政治連盟

はじめに

本要望書は、当連盟の従来からの基本的な考え方を踏襲しながら、傘下 48 単位税理士政治連盟の意見を集約しつつ、東京税理士会の建議権に基づく「平成 25 年度税制及び税務行政の改正に関する意見書」（以下「意見書」という。）に掲げられた項目を実現するために、作成されたものである。したがって、要望事項の多くは、意見書に掲げられた項目であり、強く実現を求めていくべきものである。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、国内観測史上最大のマグニチュード 9.0 を記録し、東北地方を中心に関東・信越地方に甚大な被害をもたらした。

そして、復興に向け動いている現在においても、再び大規模な地震が発生する可能性が高いと指摘されている。政府は、今後 30 年以内に首都直下地震が発生する確率を 70 % と予測し、東京湾北部でマグニチュード 7.3 クラスの地震が発生した場合、死者数 1 万 1 千人、負傷者数 21 万人、被害額は 112 兆円に上ると想定している。

予測できない大地震に対して、事前に税制面でも準備し、納税義務者に安心感を与え、より迅速な被害者支援を可能にするために、「大規模広域災害税制」を構築していくべきである。

また、東日本大震災に加え、欧州金融危機、歴史的な円高の影響を受けて、企業の経営環境はますます厳しいものになっている。都政においても、景気回復に向けて融資や経営相談、法人事業税、法人都民税、固定資産税の減免など税制面での支援を幅広く行っていただきたい。

なお、税制の具体化にあたって、以下の視点を十分配慮し、税制を構築していくべきである。

- (1) 負担能力に応じた公平性に配慮した税制
- (2) 立法過程などの透明性に配慮した税制
- (3) 都民の納得が得られる税制
- (4) 時代に適した税制

I 都政全般に関する事項

1. 適正な財政支出と行政改革について

東京都は財政運営及び財政構造改革に向けた方針を明らかにしているが、実質的かつ効率的な都民本位の地方行政を実現するために、適正な財政支出と徹底した行政改革を実施していただきたい。

また、東京都は日常の会計処理に複式簿記・発生主義会計を平成18年4月から導入しているが、予算編成においても、合理的で無駄のない財務会計システムの効率化を図られたい。

これらの実施により、より一層の「財政の健全化・透明化」を進めていただきたい。

2. 中小企業を支援するための施策について

平成25年度においても関係予算の一層の拡充を図り、中小企業を支援するための施策をさらに積極的に推進していただきたい。

具体的には、中小企業制度融資の拡充を行うとともに、中小企業の経営改善を支援するための施策（公共事業の発注方法の適正化、創業・転業支援、経営情報サービスなど）ならびに構造改革が進む中で中小企業の経営および雇用に関するセーフティーネットの更なる整備・充実を図るための施策を積極的に推進していただきたい。

3. 税理士の積極的な活用について

- ① 東京都が主催、共催で実施している税務に関する相談会等の担当税理士は、ひきつづき東京税理士会の推薦する会員としていただきたい。
- ② 東京都の各種委員会・審議会、その他各種のプロジェクト・チーム等で委員等を選任される場合には、税の専門家である税理士を積極的に登用していただきたく、今後も関係方面への周知方をお願いしたい。
- ③ 平成9年の地方自治法改正により、都道府県、政令指定都市、中核市に対して、公認会計士、税理士、弁護士などによる外部監査制度が義務づけられたが、今般、地方自治法の抜本改正が予定されており、現行の監査委員制度・外部監査制度について、廃止を含め、ゼロベースで制度を見直すこととされている。外部監査制度のあり方など、制度の見直しに際し、税理士の意見を取り入れながら制度の再構築を進めていただきたい。

また、東京都が今後設立する地方独立行政法人の監事についても、納税者の代理人として活躍する都内約2万人の税理士の中から監事を選任、登用をお願いしたい。（平成16年4月1日から施行された「地方独立行政法人法」には、地方独立行政法人の「監事」の適任者として「税理士」が明記されている。）

II 事業税・住民税に関する事項

1. 法人の事業税、都道府県民税及び市町村民税に欠損金の繰戻し還付制度を創設すること。

中小法人における法人税（国税）にかかる欠損金の繰戻し還付の停止措置については平成21年4月に廃止され、本則どおり繰戻し還付規程の適用が認められている。

中小法人は経営基盤が弱く、景気低迷により受ける影響は特に深刻であり、中小法人の事業税、都道府県民税及び市町村民税においても欠損金の繰戻し還付制度を創設すべきである。

2. 法人事業税の外形標準課税の廃止を要望し、対象法人の拡大に反対すること。

外形標準課税は、基本的に「人件費課税」の側面を有している。人件費の多い法人は、雇用の創出・確保をおこなっており、地域社会に多大な貢献をしている。赤字法人の最大の経費は人件費であり、外形標準課税は、人件費で地域貢献をしているが、赤字で担税力のない法人に対しても負担を求めることになる。

平成16年4月以降開始事業年度から、資本金1億円超の法人に対して導入されたが、事前に批判されたとおり、赤字法人や人件費の多い法人の負担が重くなっている。また、課税標準である付加価値割の計算が複雑で法人の事務負担の増加、事業税独自の税務調査が必要など徴税経費も増加している。

租税の応能負担の原則に反するといわれている事業税の外形標準課税の廃止を要望する。また、課税対象法人の拡大は、人件費を主な経費とし、地域経済に雇用を通して多大な貢献をしている中小企業に対して過大な負担を求めることになり、赤字法人が多い中小企業にとって死活問題として絶対に反対である。

3. 個人事業税に関する事業主控除額を500万円に引き上げること。

個人事業税の事業主控除は、平成11年度の税制改正で290万円に引き上げられたが、平成22年の年間給与平均額は、412万円（国税庁の平成22年分民間給与の実態）となっている。給与所得者の平均給与額と乖離しないよう見直しする必要があり、事業主控除額を500万円程度に引き上げるべきである。

4. 個人住民税の均等割及び所得割の非課税の基準と所得税の基礎控除を統一すること。

所得税の基礎控除額が38万円である一方、東京23区内の個人住民税の均等割及び所得割は、控除対象配偶者・扶養親族がないケースで、前年中の合計所得金額が35万円以下の場合、非課税となっている。

このように所得税と住民税で取り扱いが異なると、一般の納税者にとっては理解しづらいため、国税と地方税とで金額を統一すべきである。

5. 公的年金所得者の申告に関する取り扱いを国税と地方税とで統一すること。

平成 23 年度税制改正により、平成 23 年分確定申告から公的年金所得者に係る確定申告不要制度が創設された。これにより、公的年金等の収入金額の合計額が 400 万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が 20 万円以下である場合には、所得税の確定申告をする必要がなくなった。しかし、公的年金等に係る雑所得以外の金額がある場合には、住民税においては申告が必要となる為、納税者の混乱を招いている。また、あえて所得税の申告をした方が良い場合（例えば、医療費控除などを受けることにより、公的年金等から源泉徴収されている税金が還付される場合）があり、納税者が有利な選択ができるかどうか懸念される。

給与所得者の年末調整制度のように、公的年金受給者の申告手続きの負担を軽減し、一層の簡素化を図る目的であるならば、地方税においても国税と同様の申告不要制度を創設すべきである。

III 固定資産税に関する事項

1. 減価償却制度の改正に合わせて、固定資産税においても同様に償却を行って償却資産の課税標準額を算定すること。

平成 19 年度の税制改正で、減価償却制度の抜本的見直しにより、償却可能限度額が廃止された。しかし固定資産税については現行制度が維持されている。したがって固定資産税の償却資産についても国税の改正に合わせて償却をすべきである。

2. 固定資産税の免税点を基礎控除額とし、その金額を引き上げること。また 30 万円未満の少額資産を課税対象から除外すること。

固定資産税は免税点制度として、同一市町村ごとに土地 30 万円、家屋 20 万円、償却資産 150 万円と定めている。

現在の固定資産の評価方法による固定資産税の負担は重く、負担の軽減を図るために免税点制度を基礎控除制度に改める。その金額は、土地及び家屋は 100 万円、償却資産は 300 万円程度に引き上げるべきである。

また、租税特別措置法で定めている 30 万円未満の少額資産については法人税及び所得税で全額費用化を認めていることから、固定資産税においても同様とすべきである。

3. 土地、家屋の評価方法について見直しをすること。

土地の評価は、地価公示価格の7割評価額とする評価基準を基に負担調整率を採用し課税標準額を決めている。

家屋については再建築価格を基準とし、経年減点補正率をもって評価をしているが、土地、家屋とも評価時期は原則として3年ごとに評価を行い、価格を決定している。時価の下落が続いている中では、実際の取引価格との格差は大きく、時価を反映しない負担調整率、経年減点補正率による課税標準の決定は、固定資産税の過大な負担をもたらすものであり、国民の理解は得られない。

したがって、固定資産税に対する国民的関心を踏まえ、また、租税法律主義の観点等から現行の固定資産評価制度の抜本的改革を図り、固定資産税評価額決定のあり方、評価方法、評価の時期を検討し見直しを行うべきである。

4. 固定資産の納税通知書に、共有物件の場合は共有者ごとの、複数の資産を有する者の場合は、資産ごとの課税標準額を明示して、通知すること。

共有の固定資産に対する固定資産税の納税通知書は、現行制度は○○外○名（共有者2名までの場合は共有者氏名が表示される。）として告知されているが、これは、徴税面の簡易さからなされているものである。

このような取扱いは、共有者間において納税面での諸問題をもたらし、かつ納税に円滑を欠くことになるので、共有者ごとに納税通知をし、土地・家屋を複数所有する納税者に対しては、課税標準及び税額の明細を通知すべきである。

なお、東京都特別区では特定の要件のもと、指定の納期限前までに「共有者分割納付申請書」の提出があった場合に限り、申請に基づき共有者の持分割合により分割納付ができるようになった。

5. 債却資産に係る固定資産税の申告制度については、効率化の観点より見直しをすること。

法人および個人事業者の債却資産に係る固定資産税については、すでに国税に係る申告事務と連動している法人事業税、法人都民税及び個人事業税、都民税と同様に、事業年度末日（個人事業者は「年末」）の翌日を賦課期日とし、申告期限を決算期日後（個人事業者は「年末後」）3月以内とすべきである。（地方税法第359条、同第383条）

現行の制度は、納税者に対してはもちろんのこと、法人税の申告書とは独立した資料に基づいて債却資産の保有状況を把握しなければならない自治体に対しても、調査等において相当の事務負担を強いる結果となっている。

納税者の事務負担軽減のほか、行政の効率化、合理化の観点からも、債却資産の申告制度は、国税に係る申告事務と連動させる制度に改めるべきである。

IV 少額配当課税

少額配当に係る非課税措置を復活すること。

平成 15 年度税制改正において、支払いを受ける配当金額が 5 万円以下（年 1 回決算の場合には 10 万円以下）のいわゆる少額配当に対しての個人住民税につき、平成 16 年度の個人住民税から非課税措置は廃止された。

上場株式については平成 16 年 1 月より平成 25 年 12 月まで所得税 7 %、住民税 3 % の税率で、かつ申告は選択性であるが、非上場株式については少額配当であっても住民税のみの申告を要することとなった。申告も懈怠しがちであるが、課税捕捉も困難と予想される。

上場株式の総合課税制度を復活するとともに、非上場株式配当については、従来の少額配当についての住民税非課税措置を復活すべきである。

V 不動産取得税

不動産取得税の課税要件を見直しすること。

不動産取得税は、不動産の取得の事実に着目して課税される税とされている。不動産の所有の事実に着目して課税する固定資産税とは異なるが、一般的には取得者は、所有者であり、不動産取得税と固定資産税の納税者は同一といえる。

しかし、取得原因となる売買、贈与等が裁判等により所有権の移転が無効となった場合には、所有権は実際には移転しないのであるから、不動産取得税の課税要件は成立しないことになる。

したがって、一定期間内に相当な理由によって所有権の移転が取り消された場合には、不動産取得税を取り消すべきである。

VI 賦課決定等の通知の時期に関する事項

不動産取得税の賦課決定等について

新築家屋および新規取得土地に係る不動産取得税の賦課決定については、遅くともその取得の日より 1 年以内にしていただきたい。（地方税法第 73 条の 17）

また、新築家屋の固定資産税の評価額の決定については、遅くとも新築後の 1 年以内に決定し、納税通知をしていただきたい。（地方税法第 73 条の 21）